



2024年(令和6年)金融商品取引法改正による 公開買付制度の改正について(下)

8. 適用除外買付け等の見直し(新設類型と既存類型の調整・廃止)
9. 公開買付手続の柔軟化
10. 公開買付届出書等の記載事項の見直し
11. その他の見直し事項
12. 施行期日等

弁護士 加藤 賢

2023年(令和5年)12月25日付金融審議会「公開買付・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告(以下「WG報告」といいます。))を踏まえた、公開買付制度・大量保有報告制度の改正を含むものとして、2024年(令和6年)5月22日に「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公開買付制度及び大量報告制度の改正が行われました。その後、法改正及びWG報告等を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度の見直しに係る関係政令・内閣府令の改正等が2025年(令和7年)7月4日に公布・公表されました。

当該金融商品取引法(以下「金商法」といいます。))改正により、上場株式等の公開買付制度に大幅な見直しが加えられました。これは約20年ぶりの大規模改正であり、公開買付制度の適用範囲拡大、手続規制の柔軟化、開示規制の充実など多岐にわたります。本稿では、2024年(令和6年)改正後の金商法及び2025年(令和7年)7月4日に公布・公表された金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」といいます。))及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」(以下「他社株府令」といいます。))を踏まえた、公開買付制度の主な改正点を、2回に分けて解説します。本稿では、(下)として、以下について述べます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2026

- | |
|--|
| 8. 適用除外買付け等の見直し(新設類型と既存類型の調整・廃止)
9. 公開買付手続の柔軟化
10. 公開買付届出書等の記載事項の見直し
11. その他の見直し事項
12. 施行期日等 |
|--|

別稿(上)([URL](#))では、以下を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

- | |
|--|
| 1. いわゆる「3分の1ルール」の「30%ルール」への変更
2. 市場内取引(立会内)の公開買付け規制対象化
3. 「僅少な買付け等」に関する適用除外規定の新設
4. 「急速な買付け」規制の改正(廃止)
5. 他者の公開買付期間中における買付け等に関する規制の廃止
6. 形式的特別関係者の範囲の再整理・見直し
7. 公開買付説明書の簡素化 |
|--|

なお、本稿においては、金商法改正及び関係政府令の改正等につき、「本改正」といい、改正前の関連法令等につき、「現行金商法」、「現行金商法施行令」といい、改正後の関連法令等につき、「改正後金商法」、「改正後金商法施行令」、「改正後他社株府令」といいます。

8.適用除外買付け等の見直し(新設類型と既存類型の調整・廃止)

金商法においては、一定の取引について公開買付け規制の適用除外とする「適用除外買付け等」が定められています。今回の改正では、この適用除外買付け等の範囲についても見直しが行われ、新たな除外類型の追加及び既存類型の調整・廃止が実施されました。主な変更点は以下のとおりです。

(1)第一種金融商品取引業者による顧客からの買付け等

第一種金融商品取引業者(証券会社等)が行う金融商品取引業者等が行う買付であって、「株券等の売付け等…の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為のために行うもの」が適用除外買付け等に追加されました(改正後金商法施行令第7条第1項第1号)。「株券等の売付け等…の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為」は、改正後他社株府令第2条の2の3各号に規定されており、同条各号に掲げる行為のために行う株券等の買付け等、すなわち、市場価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で顧客から行う株券等の買付け等(買付け等後の株券等所有割合が30%を超えるものを除きます。)であって、次のいずれかに該当するものは、適用除外買付け等に該当し、公開買付けによる必要はないと考えられます(改正後Q&A問16参照)。

- ① 単元未満株式の買付等であって、その後遅滞なくその売付け等を行うために行うもの(改正後他社株府令第2条の2の3第1号参照)
- ② 株券等(単元未満株式を除く)の買付等であって、その後直ちに売付け等を行うために行うもの(改正後他社株府令第2条の2の3第2号参照)

なお、買付け等を行う時点で遅滞なく売付け等を行う目的、直ちに売付け等を行う目的がある場合には、「遅滞なくその売付け等を行うために行うもの」、「その後直ちに売付け等を行うために行うもの」と評価できると考えられます(改正後Q&A問16参照)。

(2)公開買付けと同時に公開買付価格を下回る価格で行われる買付け等

公開買付けが実施される局面において、所定の要件をすべて満たす株券等の買付け等については、適用除外買付け等に新たに位置付けられるとともに、併せて買付け禁止の例外にも追加されました(改正後金商法施行令第7条第1項第13号、第12条第6号)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に依り、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

これにより、当該適用除外買付け等に該当する場合には、公開買付価格での売却が可能な一般株主よりも低い価格で売却することについて合意した特定の株主から、公開買付けの方法によらずに株券等の買付け等を行うことが可能となります。

- ① 公開買付けによる買付け等を行う者と同一の者が行うものであること(改正後金商法施行令第7条第1項第13号イ)
- ② 買付け等の価格が公開買付価格に係る買付け等の価格を下回ること(同号ロ)
- ③ 買付け等の株券等の受渡しその他決済が、公開買付けに係る株券等の受渡しその他決済と同時にされること(同号ハ)
- ④ 買付け等に係る契約締結までに、公開買付者がその相手方に対して、公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は記録した電磁的記録を提供したこと(同号ニ)
- ⑤ 公開買付開始公告及び公開買付届出書において、公開買付け買付予定数を超える応募株券等があった場合はその超過分の全部又は一部について買付け等をしない旨の条件を付していないこと(つまり、買付予定数に上限を付していないこと)(同号ホ)
- ⑥ 公開買付届出書において④の契約があること及びその内容を明らかにしていること(同号ヘ)

上記適用除外買付け等の例外に基づき公開買付けによらずに行う株券等の買付け等の相手方の人数に制限はなく、上記①～⑥の要件を満たすときは複数の株主から公開買付価格よりも低い価格で公開買付けによらずに買付け等を行うことも可能であり、当該買付け等の価格は全ての相手方に対して均一である必要はないとされています。もっとも、上記④及び⑤の要件の充足を求めていることからすれば、当該相手方に対して他の相手方との間の買付け等に係る契約の内容を記載し又は記録した書面又は電磁的記録を提供した上で契約を締結していることが必要と考えられます(パブコメ(TOB)14番及び15番参照)。

また、上述の趣旨を鑑みると、改正後金商法施行令第7条第1項第13号の買付け等として適用除外買付け等に該当するためには、公開買付けの対象となっている株券等と当該一部株主から買付け等を行う株券等が同一の種類であることが必要であると考えられます(パブコメ(TOB)17番参照)。

(3)その他の適用除外買付け等の見直し

現行金商法では、既に株券等所有割合につき50%超を保有する者が、3分の2未満にとどまる範囲において市場外で株式等の買付けを行う場合(但し、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う前60日間に、取引所金融商品市場外において行った当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等の相手方の人数との合計が10名以下である場合に限られます。)について、公開買付けについての適用除外規定がありました(現行金商法施行令第6条の2第1項第4号・第3項)。しかし、既に50%超の議決権を有している場合であっても株券等所有割合が増大することにより支配力が段階的に強まっていくと考えられるため、一律に適用除外買付け等とすることは適切ではないと考えられます。そのため、本改正でこの規定は削除されました。

さらに、買付け等を行う者とその関係法人等とを合算して対象会社の議決権の3分の1超(本改正後は30%超)を保有している場合において、当該関係法人等から対象会社の株券等の買付け等を行う行為については、適用除外買付け等に該当するものとされています(改正後金商法施行令第7条第1項第8号)。また、本改正では、親族が形式的特別関係者から除外されることを前提として、関係法人等から行われる対象会社の株券等の買付け等の一類型として、議決権等を共同して行使する旨の合意を有する親族等からの買付けが、新たに位置付けられました(改正後他社株府令第2条の4第1項第10号)。

9.公開買付手続の柔軟化

本改正では、公開買付けの具体的な手続面のルールを柔軟化する措置も講じられています。主な改正点は以下の3つです。

(1) 剰余金の配当等が行われた場合の公開買付け価格の引下げ

WG 報告では、公開買付け期間中に対象者が剰余金の配当を実施した場合にも公開買付け価格の引下げが許容されていない点が課題として指摘されており、そのような場合には公開買付け価格の引下げを可能とすべきであるとの提言が示されていました(WG 報告 10 頁参照)。

当該提言を受けて、本改正では、公開買付け期間中に対象者が剰余金の配当を行った場合に、1 株当たり割り当てられる配当財産の価額に相当する金額を上限として公開買付け価格を引き下げることが可能となりました(改正後金商法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号、改正後金商法施行令第 13 条第 1 項第 3 号、改正後他社株府令第 19 条第 1 項第 3 号)。

また、公開買付けの決済日より前の日を基準日として株式分割や株式・新株予約権の無償割当て、あるいは配当を行うことが決定された場合にも、同様に公開買付け価格の引下げを行うことが可能とされています(改正後金商法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号、改正後金商法施行令第 13 条第 1 項第 4 号、改正後他社株府令第 19 条第 1 項第 3 号)。

(2) 撤回事由の拡充

WG 報告では、公開買付けの撤回事由が厳格すぎるという課題について、公開買付けの撤回事由を拡充すべきとの提言がなされました(WG 報告 10 頁参照)。

本改正では、上記提言を踏まえ、以下の事項につき新たな公開買付けの撤回事由として追加されています(改正後金商法施行令第 14 条第 1 項第 5 号、改正後他社株府令第 26 条第 4 項)。

- ① 公開買付けの開始後にいわゆる有事導入型買収防衛策の導入が公表されたこと(同項第2号)
- ② 公開買付けにより株券等の買付け等を行うことが他の法令(外国の法令も含みます。)に違反することとなること(同項第3号)
- ③ 公開買付けにより株券等の買付け等の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと(公開買付け者の特別関係者によって行われた場合を除きます。)(同項第4号)
- ④ 金商法第192条第1項に基づき当該公開買付けによる株券等の買付け等の禁止又は停止の申立てがなされたこと(同項第5号)
- ⑤ 上記①から④までに準ずる事項で、公開買付け者が公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において指定した事情が生じたこと(同項第6号)
- ⑥ 関東財務局長の承認を受けたこと(同項第7号)

ここで、②については、例えば、買付け等を行う者が発行する株式を対価とする公開買付けにおいて、当該買付け等を行う者が公開買付けの対価として株式を発行すること自体が会社法等の法令に違反することとなる場合が該当すると考えられます(パブコメ(TOB)50番から52番参照)。

また、⑤については、例えば、公開買付けに要する資金の貸付けを受けることが法令に違反することとなる場合等(但し、公開買付け開始時点において、公開買付け者が当該貸付けが法令違反となる蓋然性を認識することができた場合は、この限りではありません。)が想定されます(改正後Q&A問40参照)。

(3) 承認を得ること等による規制の柔軟化等

WG 報告では、当局において引き続き体制の強化を務めていくことを前提に、公開買付けに関する規制について、個別事案ごとに当局の承認を得ること等によって、規制が免除される制度を設けるべき提言がなされました(WG 報告 9 頁参照)。

かかる提言を踏まえ、上記(2)のとおり、当局の承認を得て公開買付けを撤回できることとしたほか、当局の承認を受けた場合には、以下を認めることとしました。

- ① 全部勧誘義務(公開買付けの後に株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、対象者の発行する全ての株券等を公開買付けの勧誘の対象とすること)の解除をすること(改正後金商法施行令第8条第5項第3号括弧書き、改正後他社株府令第5条第3項第3号)
- ② 公開買付けの撤回事由が生じた場合における、法定の公開買付け期間の上限(60営業日(金商法第27条の2第2項、金商法施行令第8条第1項))を超える公開買付け期間の延長をすること(改正後金商法施行令第13条第2項第2号ハ、改正後他社株府令第19条第2項)
- ③ 公開買付け届出書の訂正届出書の提出による公開買付け期間の義務的延長を免除すること(改正後他社株府令第22条第1項第3号)

ここで、③については、現行制度上、公開買付け届出書の訂正届出書を提出した場合には、形式上の不備による訂正の場合を除き、訂正後の公開買付け期間が10営業日確保されるよう公開買付け期間を延長しなければならないとされていますが(現行金商法27条の8第8項)、上記のとおり当局の承認を受けた場合の他、株券等の取得について許可等を得る必要がある場合であって、当該許可を得られたことを理由として訂正届出書を提出する場合についても公開買付け期間を延長しないことを認めることとしています(改正後他社株府令第22条第1項第2号)。もっとも、当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件(例えば、その内容にもよりますが、問題解消措置が講じられることを前提に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合等(改正後Q&A問45参照))が付されている場合には、原則通り公開買付け期間を延長する必要があると考えられます。

10. 公開買付け届出書等の記載事項の見直し

2024年(令和6年)10月1日に金融庁が策定した、「公開買付けの開示に関する留意事項について(公開買付け開示ガイドライン)」(以下「公開買付け開示ガイドライン」といいます。)を踏まえ、現行実務上、公開買付け届出書の「買付け等の目的」欄に一般的に記載されている事項(例えば、公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、買付け等の価格の算定の経緯及び基礎、対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由、公開買付け後の経営方針、公開買付けの公正性を担保するための措置、公開買付け後の組織再編等の方針、上場廃止等となる見込み及びその事由、公開買付けに関する重要な合意、その他公開買付けに関する重要な事実等)について、これらの記載が法令上も必要であることを明確にする観点から、記載上の注意の見直しが行われました(改正後他社株府令第2号様式)。

また、現行実務上、公開買付け届出書の記載の膨大さより、公開買付けの主要な条件が一見して把握しづらくなっていたため、公開買付け届出書の冒頭に「買付け等の概要」欄を設けて、主要な買付け条件(公開買付けの目的・買付け等の期間・買付け等の価格・買付け予定数の下限及び上限・対象者の意見)の記載がなされることとなりました(改正後他社株府令第2号様式)。

WG報告では、公開買付けの強圧性の問題をめぐる対応として、少なくとも部分買付け(買付け予定数の上限を付した公開買付け)を実施する際には公開買付け者(及び当該部分買付けに賛同する対象者)が一般株主の理解を得るよう努めることが望ましく、そのような取り組みを促すための方策を検討すべきであるとされました(WG報告6頁～7頁参照)。そして、具体的には、部分買付けを実施する公開買付け者に対しては、公開買付け届出書における開示の規律を強化し、部分買付け後に生じる少数株主との利益相反構造への対応策や一般株主から反対があった場合の対応策についての説明責任を果たさせる措置などが考えられるとの提言がなされました。かかる提言を踏まえ、本改正では、部分買付けを行う場合における公開買付け届出書の記載事項として、新たに以下の事項を追加しました。

- ① 公開買付け後の公開買付け者以外の対象者株主等(少数株主)との間で生じうる利益相反

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

により当該株主等(少数株主)の利益を害しないことを確保するための措置の内容(当該措置を実施しない場合には、その理由)を具体的に記載すること(改正後他社株府令第 2 号様式記載上の注意(10)d)

- ② 一定数以上の議決権を有する対象者の株主が部分買付けに反対する場合の公開買付けにおける対応方針を定めているときには、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること(同様式記載上の注意(11)g)

また WG 報告では、公開買付け届出書の提出後に大量保有報告制度の違反が発覚したような場面に備え、そのような場合には訂正命令等の是正措置を行うことができるような枠組みを整備すべきとの提言が示されました(WG 報告 15 頁参照)。かかる提言を踏まえ、本改正では、公開買付け届出書の記載事項として新たに「大量保有報告書等の提出状況」欄を設けています(改正後他社株府令第 2 号様式記載上の注意(35))。同欄には、公開買付け者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出している場合(提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含みます。)には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日(これらの書類を提出していない場合にあっては、その旨)を記載することとなります(但し、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が届出日の5年前の日より前である場合には、この限りではありません。)

もっとも、公開買付け届出書の提出日において大量保有報告書又は変更報告書の提出義務が発生している場合であって、当該大量保有報告書又は変更報告書について、法定の提出期限、当該提出期限までに提出する予定である旨及び提出予定者を公開買付け届出書に記載したときには、当該提出予定者が当該提出期限までに当該大量保有報告書又は変更報告書を提出したことのみをもって公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます(パプコメ(TOB)78 番参照)。

11.その他の見直し事項

(1)間接取得の明確化

WG 報告では、どのような株式取得が「買付け等」に該当するかについて解釈にゆだねられている部分があるところ、その外縁が不明確であり、必ずしも予測可能性が十分に担保されていないという課題について、「買付け等」の範囲を可能な範囲で法令上明確化することという提言がなされていました(WG 報告 11 頁参照)。

その上で、改正前 Q&A 問 16 においては、いわゆる間接取得(対象者の株式を取得する場合に公開買付けが義務付けられる場合に、対象者の株式を所有している他の会社(典型的には資産管理会社)の株式を取得する行為)が実質的には対象者の株券等の買付け等の一形態にすぎないと認められる場合には、公開買付け規制の適用対象となりうるとの見解を示されていました。

これらを踏まえ、本改正において、以下に該当するものが、「有償の譲受け」ひいては「株券等の買付け等」に該当することとされています(改正後他社株府令第 2 条の 2 第 2 号)。

- ① 株券等を所有する法人等の株式又は出資の有償の取得であること
- ② 当該取得の後における当該取得を行った者(その者の特別関係者を含みます。)が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の議決権の数の 50%を超えること
- ③ 専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権行使の指図について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものであること

①から③までの要件をすべて満たす場合において、改正後金商法第 27 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、適用除外買付け等に該当しない限り、公開買付けを行う必要があります。同項各号の該当性の判断に際しては、株券等を所有する法人等(資産管理会社等)の所有する対象者の株券等についても、株券等所有割合の計算上、合算する必要があります(改正後金商法施行令第 7 条第 2 項第 6 号、改正後他社株府令第 2 条の 7 第 2 号・第 2 条の 2 第 2 号)。

なお、③の要件の該当性については、個別事案ごとに実態に即して判断すべきと考えられますが、法人等の営む事業を取得する目的で当該法人等の株式または出資を取得する場合で、当該法人等がたまたま有価証券報告書を提出しなければならない発行者の発行する株券等を所有していたにすぎないときは、通常、「専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うもの」(改正後他社株府令第2条の2第2号)に該当しないものと考えられます(パブコメ(TOB)99番及び100番参照)。

また、間接取得に関して、改正後 Q&A 問 9 において、次のとおりに解されています。

有価証券報告書提出会社の株券等を 30%超所有する資産管理会社の株式の取得は、原則として当該有価証券報告書提出会社の「株券等の買付け等」に該当するものではありません。但し、当該資産管理会社の株式の有償の取得であって、当該資産管理会社の総株主等の議決権の過半数を取得することになるものを、専ら対象者の株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該資産管理会社に対して指図を行うことを目的として行う場合には、対象者の「株券等の買付け等」に該当するものと考えられます(他社株府令第2条の2第2号)。

(2)新規発行取得の合意に伴う株券等所有割合の計算方法

本改正により、いわゆる急速な買付け等規制が廃止されますが、株券等の買付けの後に新たに発行する株券等を取得することが当該買付け等の時点で合意されている場合であって、当該取得後の株券等所有割合が 30%超となるとときには、公開買付け規制の趣旨に鑑み、公開買付け規制の対象とすることが妥当であると考えられます。

そのため、本改正により、「株券等の発行者との間で当該発行者が新たに発行する株券等の取得について合意している場合」(改正後他社株府令第2条の7第3号)が追加されました。そのため、買付け等の時点で、その後の新規発行取得の合意がある場合には、当該新規発行取得により取得する株券等を合算して株券等所有割合を計算する必要があることとなります。

(3)公開買付け予告公表の取扱い

予告公表の留意点として、改正後 Q&A において次のように定められています。

予告公表につき、個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない(公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。)にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布(金商法第158条)や相場操縦行為(金商法第159条第2項第2号)等に該当する場合もあり得ると考えられるとされています(改正後 Q&A 問 31 参照)。

また、改正後公開買付開示ガイドラインにおいて次のように定められています。

実現可能性がなくなった公開買付けの予告公表が継続することは、市場に混乱を生じさせるおそれが高いことに鑑み、予告公表において記載された開始予定時期が間近に迫っているにもかかわらず、公開買付者から公開買付届出書又は開始予定時期の変更に係る公表文の事前相談を受けていない場合には、公開買付者に対しこれら書面の提出・公表予定時期や公開買付けの予告を撤回する意向の有無を確認することとされています(改正後公開買付ガイドライン B. III. 4)。

(4)株券等所有割合の計算に関して特別関係者のうち小規模保有者について

特別関係者のうち小口の所有者であるいわゆる小規模保有者¹について株券等所有割合の計算に関して合算するとなると算定が煩雑になると考えられることから、本改正では、5%ルー

¹ 概ね内国法人の発行する株券等につき、その所有に係る当該株券等に係る議決権の数が、総株主等の議決権の数の 1000 分の 1 に相当する数以下である者

ルや 30%ルール の計算の際と同様に、以下の場合についても、当該小規模所有者を合算対象外としました。

- ① 株主が少数である場合に全株主の同意を得て行う適用除外買付け等に係る「全ての所有者が同意している場合」の要件を区分する「株券等所有割合 3 分の 2 以上」の計算（改正後他社株府令第 2 条の 5 第 2 項第 1 号括弧書き、金商法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号括弧書き、他社株府令第 3 条第 2 項第 1 号）
- ② 株券等所有割合の計算において分母に加算する特別関係者の所有する潜在株券等の範囲（改正後他社株府令第 6 条第 1 号、金商法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号括弧書き、他社株府令第 3 条第 2 項第 1 号）

(5)均一性原則の明確化

現行金商法施行令において、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格は、当該株券等の種類及び内容に応じ、全ての応募株主等について均一にしなければならないとされています（現行金商法施行令第 8 条第 3 項本文）。

ここで、当該均一性につき、内容の異なる 2 以上の株券等の買付け等の対象とする場合でも、実質的に公開買付け価格を均一となるようにすべきと解されていました。

その趣旨を踏まえて、同項を改正し、公開買付け者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならないものとされ、株券等の種類及び内容に応じて買付け等の価格を均一にすべきこととされました（同項但書）。

12. 施行期日等

改正後金商法及び改正後政府令は、2026 年（令和 8 年）5 月 1 日付で施行されます。もっとも、施行日前に開始する公開買付けについては、その決済が施行日後に行われる場合であっても、改正前の規定が適用されます（金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条～第 4 条、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第 2 条・第 3 条、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第 2 条・第 3 条等）。一方、施行日前に公開買付けの実施予定を公表している場合であっても、公開買付け開始公告を施行日以後に行う場合には、当該公開買付け開始公告に係る公開買付けには改正後金商法及び政府令の規定が適用されるものと考えられますので留意が必要です（パプコメ(TOB)113 番参照）。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上